

第21期 第19回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 招集及び開催月日

招 集 月 日 平成24年11月30日
開 催 月 日 平成24年12月10日

2. 開催及び時刻

開 催 場 所 藤里町役場議場
開 催 時 刻 午後 3 時 0 分
終 了 時 刻 午後 4 時 45 分

3. 招集者及び議長

招 集 者 会 長 小 森 鉄 雄
議 長 会 長 小 森 鉄 雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏 名	出欠別	番号	職名	氏 名	出欠別
1番	会長	小 森 鉄 雄	出席	8番	委員	桂 田 善 昭	出席
2番	<small>職務代理者</small>	淡 路 龍 美	出席	9番	委員	細 田 治 男	欠席
3番	委員	山 田 一 達 孝	出席	10番	委員	齋 藤 猛	出席
4番	委員	安 保 広 政	出席	11番	委員	佐 々 木 靖 夫	出席
5番	委員	佐 々 木 忠 久	出席	12番	委員	藤 原 信 一	欠席
6番	委員	田 中 文 雄	出席	13番	委員	安 部 満	出席
7番	委員	市 川 一	欠席	14番	委員	細 田 茂 廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

7番 市 川 一 9番 細 田 治 男
12番 藤 原 信 一

6. 議事日程

日程第1 会期の決定について
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議案第51号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第53号 非農地証明願について
日程第6 議案第54号 農用地区域内の電気通信事業法に基づく事業施設の建設について
日程第7 議案第55号 専決処分について
そ の 他

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり
3 番 山 田 一 達 孝 4 番 安 保 広 政

8. 事務局出席者

事務局長 村岡 和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午後3時

事務局 お疲れ様です
定刻になりました。本日は、7番、9番、12番委員が欠席でございますが、定足に達しておりますので、ただいまから第21期第19回藤里町農業委員会総会を開催します。
はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 皆様、寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。
寒入りしたような寒さで大変な雪になりました。
私は、12月5日から7日まで東京において農業者年金の加入推進セミナーに出席してまいりました。
目標であります加入者10万人を達成したという話があり、女性が3割を超えているということで、今後も加入推進に力を注いでほしいということでした。
また、6日には全国農業委員会会長大会も開催されましたが、選挙中ということで国会議員との懇談はございませんでした。農水省の秋田県出身の技官との懇談の場を設けることができ、人・農地プランの詳しい話を聞くことができました。
人・農地プランについては、新規就農者や、年取って農業をやれなくなった農家にとって、また地域の農業を守るためにぜひ進めてほしい事業だということでした。
協議の場において、話題にしたいと思います。
さて、本日は議案が5件と、そのほかにも協議事項等があるようです。
また、総会後には、町長を交えた農政懇談会も予定されておりますので、よろしくお願いたします。
さっそく、報告に入ります。
報告1番「行事報告及び行事予定について」事務局は説明願います。

事務局 11月行事報告、12月行事予定について説明。
議長 12月6日の行事で、全国会長代表集会とありますが、この中で、由利本庄市の会長さんが、発表しております。皆様にご報告しておきます。
ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、議事に移ります。
日程第1「会期の決定について」会期は12月10日本日1日限りとします。
日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。
(異議なしの声)
それでは、3番山田委員、4番安保委員をお願いします。
日程第3「議案第51号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」事務局は、説明してください。

事務局 5ページをご覧ください。
議案第51号 農業経営基盤強化促進法による利用集積について 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の申請に伴い、藤里町から

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。

平成24年12月10日提出藤里町農業委員会会長 小森鉄雄

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定総括表は別紙のとおり

平成24年12月10日公告予定分

今回は、賃貸借権の新規設定が1件でございます。

6ページには総括表がございますが、田の使用貸借6年14, 184㎡です。

貸手が さん、借手が さんです。真土上岱168-1他6筆となります。

これは、後ほど協議に時にご説明しますが、人・農地プラン事業として認定した案件となります。

議 長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてもよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、議案第51号は許可相当とします。

続きまして、「議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について」事務局は説明してください。

事務局 9ページをご覧ください。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請があったので、農地法施行令第15条第1項の規定に基づき秋田県知事に送付することについて意見を求める。

平成24年12月10日提出藤里町農業委員会会長 小森 鉄雄

これは、河川の環境維持工事いわゆる筋洗いのための仮設道路を設置するための一時転用許可申請です。

は石川原平31番 貸手は沢尻24-7 さん、借手は能代市の建設になります。

寺沢の 宅の上手で、町道から延びた赤道を利用して仮設道路を川筋まで延ばす計画です。

21ページに現場写真を添付しておりますので、確認願います。

期間は1月15日から3月19日までの約2ヶ月間です。

冬季間ですし、積雪もあることから、農地には影響ないかと思われます。また、当該地の中央を使用することから、隣接地には影響がないようです。

借手の の定款等も申請書には添付されております。

議 長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件に関しては許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、議案第52号は許可相当とします。

続きまして議案第53号「非農地証明願について」事務局は説明してください。

事務局 24ページをご覧ください。
議案第53号 非農地証明願による許可申請について
次のとおり、不動産登記法第37条第2項の規定により不動産登記を申請するため、非農地証明願に対する許可を求める。
平成24年12月10日提出藤里町農業委員会会長 小森 鉄雄
申請地は藤琴字水無35番ほか2筆の畑で、申請者は さんです。
用途は山林となります。位置は、水無沼の北東で、前回非農地証明が出されました
さんの土地に隣接した所です。
申請箇所は、昭和50年ころまで申請者の父親が居住していた場所ですが、転居する際に杉を植栽したようです。
申請書には30年生とありますが、実質は37年位になっているようです。
36ページには現況写真を載せておりますが、周囲の山林と一体となっており、農地として復元は不可能です。
非農地としても問題はないかと思われます。

議長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

10番 昭和50年の植栽ということだが、その当時に申請せずに、今頃非農地証明をとるのは、どういういきさつがあるのか。

事務局 当時、申請者の先代がこの地区最後の居住者であったようで、町にさがってくる頃には、すでに周囲には杉が植栽されていたようです。
申請土地の隣接に町有地があるのですが、申請者の先代が境界がはっきりせずに、誤って杉を植栽してしまったことから、今回その町有地を払下げてもらうべく手続きをしたところ、自分の土地が農地であったことに気付いたそうです。
そこで、今回の非農地証明願となったようです。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件に関しては、許可相当としてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第53号は許可相当とします。

続いて、議案第54号「農用地区域内の電気通信事業法に基づく事業施設の建設について」事務局は説明願います。

事務局 37ページをご覧ください。
農業振興地域の整備に関する法律について
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第2項の申請に伴い藤里町から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づく意見を諮問されたので提出する。
平成24年12月10日提出藤里町農業委員会会長 小森 鉄雄
1. 農業振興地域整備計画の策定又は変更については別紙のとおり
からの移動中継基地局の設置に伴う農地転用に

していくこととします。
ほかになにかありませんか。
(なしの声)

ないようですので、今後のことも踏まえ本件については申請者に今後の事業展開を確認するというので、本件に関しては許可相当としてもよろしいですか。

(異議なしの声)
ご異議がないようですので、議案第54号は許可相当とします。
続きまして、議案第55号 「農地法第3条の規定による専決処分報告について」事務局は説明してください。

事務局 52ページをご覧ください。
相続による農地法第3条の3第1項の規定による届け出に対する受理通知を専決処分により発行したものの報告です。2件ございます。
さんは、東矢坂の田9筆、西矢坂の畑1筆、鍋内の田1筆の11筆の相続です。東矢坂は本来3筆なのですが東北電力の送電線の線下ということで分筆されてこのような状態になっています。
西矢坂はご自宅の裏手の畑、鍋内は堤防の傍です。
もう1件は、 さんの相続です。
院内岱の畑と館の岱の畑2筆です。

議長 ただいまの説明でなにかご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。
(異議なしの声)
それでは議案第55号は許可相当とします。
これで、本日の議事は終了いたしました。
つづいて、協議に入ります。
事務局は、協議事項について説明願います。

事務局 それでは、農地パトロールの結果から説明いたします。
最初のページをご覧ください。
町全体の不適地赤印のところは、121ヶ所で134,503㎡となり、放棄地の緑印のところは、88ヶ所107,117㎡ありました。
このうち、自己保全管理水田(草刈を行っている圃場)は35ヶ所41,074㎡となりました。
昨年調査から約10倍の面積になっております。
これは、農業振興係サイドでの転作確認において、転作としては不適地と判定されたことによるもので、昨年から手つかずの状態の農地が増えたこととなります。
以降のページについては、各調査班の調査結果を、表と図に表わしたものです。
以上の結果を踏まえ、このうちの赤印、いわゆる不適地については、農地法第30条に基づく指導をいたします。
また、放棄地のところについては、法に基づかない任意の指導を行うこととします。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

事務局 事務局からお願いがございます。
新年最初の1月の総会ですが、5日が土曜日となりますので、総会は本来の予定では7日月曜日となる予定ですが、事務局の諸事情により8日の火曜日以降に変更していただけないでしょうか。

議長 ただいまの事務局の1月の総会に日程について、ご意見、ご質問はございませんか。
(異議なしの声)
無いようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。
午後4時45分 閉会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成24年12月10日

藤里町農業委員会会長
議長

藤里町農業委員
署名委員
(3番)

藤里町農業委員
署名委員
(4番)